

令和2年12月23日

川西市議会議長

平岡 譲 様

厚生文教常任委員長

大矢根 秀 明

委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について

(審査日：令和2年12月9日、18日)

1. 議案第63号 (仮称)市立川西北こども園整備工事請負契約の締結について

議案の概要

(仮称)市立川西北こども園整備工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 本件の契約方法は、公告によって入札参加者を募る一般競争入札であるが、入札の参加する意思を表明した2者が結果的に入札を辞退している点について、詳細な理由を伺いたい。

答 今回の入札における辞退理由は、「技術者の配置が困難」とする者と「施工体制の確保が困難」とするものである。

前者は、入札参加申請の際には配置予定技術者を届け出ているが、その後開札までの間に配置予定の者が別の工事担当となったため配置できなくなったものであり、後者は、公告から開札までの間に公表される予定価格を参酌し、結果的に応札が困難と判断したものと推測している。

問 本契約に係る入札は低入札価格調査制度の対象として実施されており、調査基準価格を下回って入札された業者について、ヒアリング調査により履行可能と判断して契約を締結しようとしているが、低入札価格調査の対象となった本契約について、工事が履行可能との判断に至った市の考え方を伺いたい。

答 低入札価格調査制度は、調査基準価格を下回った場合においても一律に失格とするのではなく、工事規模や内容を調査し履行が可能と判断すれば契約の相手方とするものであり、本市でも国土交通省の基準に準じて一定の要件・基準を設定し、慎重な運用を行っている。

本件では、共通仮設費が唯一調査基準を下回っていたものの、所定の基準等の確認や相手方から提出された工事費の内訳等について詳細なヒアリングを行った後、川西市競争入札審査委員会の審査を経て、最終的に市が要求する水準での履行が可能であると判断したものである。

問 契約金額5億9290万円のうち、解体工事及び建築本体工事に要する費用と、それらの妥当性に係る市の見解を伺いたい。

答 契約金額のうち、解体工事費は約4000万円、対象施設の床面積が644平米で平米当たりの単価が約6万2000万円となるが、当該費用にはアスベスト除去も含まれており、過去の案件と比較してもおおむね同等の金額となっている。

一方、建築本体工事については、総額約3億円で平米単価35万円程度となっており、近隣市での認定こども園建設と比較しても同等の金額となっているほか、川西市公共施設等総合管理計画において想定している教育系施設の単価が約40万円といった点と比較しても妥当な額であると判断している。

問 本契約の工事場所が、小学校や住宅地に隣接していることから、工事を施行するに当たっての周辺対策について伺いたい。

答 本件工事の施行に当たっては、工事箇所の敷地周りに高さ3メートル程度の仮囲いを設置するとともに、使用する重機についても低騒音低振動型のものを採用する予定である。加えて、隣接する小学校とも事前に綿密な協議を行い学校行事の日程や登下校の時間帯にも十分に配慮した上で工事を実施していく考えである。

問 新園舎のコロナ対策については、実施設計では玄関ホールに換気扇を設置するなど一定の追加対策がなされているが、保育室の面積については、国基準を満たしているものの感染症対策を勘案すると狭い印象を受ける。この点について、市の見解を伺いたい。

答 敷地面積が限られている中で、保育室等の面積については現行の設計以上の対策は困難であるが、設備面の対策として玄関に換気設備や消毒用の棚を設置するほか、園児用のトイレにも換気用の窓を追加している。また、開園後は、今現在も市内各園所で実施している手洗い励行や人員の分散といった運営面での感染症対策を徹底していきたいと考えている。

特記事項

配付資料あり(1.入札結果について ほか)

審査結果 原案可決(賛成多数)

2. 議案第68号 川西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

保険税において、現行9期に分割している納期に1期追加し、10期にすることで被保険者に納税しやすい環境を整備するため、条例の一部を改正しようとするもの。

質疑の概要

問 今回の条例改正で納期を1期増やして10期とすることにより、滞納額が減るなど

<p>といった何か具体的なメリットはあるのか。</p> <p>答 今回の改正により収納率の向上を期待しているところではあるが、収納率はさまざまな要因が複合的に影響するため、1つの要因による増減を数値として見込むことは難しい。しかし、1回当たりの納付額が従来と比べて少額となることは納税者にとって納付しやすい環境を整えることになると考えている。</p> <p>問 1回当たりの負担軽減により納めやすくなるのであれば、他市の事例にもあるように12回とするなど、今後これをさらに増やす方向性は考えられないか。</p> <p>答 本市では5月末に所得が確定してから課税しており、今回の10期以上に細分化するとなると暫定賦課として見込みにより課税し、所得確定後に変更しなければならぬため、現在のところは難しいと考えている。</p> <p>問 今回の改正内容をどのタイミングで市民に周知するのか伺いたい。</p> <p>答 本改正による納期の変更については、本案が可決成立後、直ちにホームページに掲載するほか、1月からは国民健康保険課の窓口においても周知を開始する予定である。さらに、広報誌については2月号に加え、納税通知書の発送に合わせて6月号にも掲載する予定であり、周知に万全を期していきたい。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

3. 議案第69号 令和2年度川西市一般会計補正予算（第8回）

<p>議案の概要</p> <p>第1表 歳出第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費及び第3目総合センター費を除く全部。第4款衛生費のうち第1項保健衛生費第7目病院費、第2項環境衛生費及び第3項清掃費を除く全部。第10款教育費。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>第1表 歳出 第3款 民生費</p> <p>問 老人福祉推進費人件費で612万円の減額、保育所費人件費においては教育・保育職2名減、再任用1名減等により3160万円の減額補正がなされているが、その要因について伺いたい。</p> <p>答 今般の補正は全体として育児休業や人事異動等に伴うものが主な内容となっており、育児休業等により年度途中で正規職員が欠けた場合は会計年度任用職員を充てることを基本的な対応方針としている。</p>

保育所費人件費の減額については、予算措置が認定こども園や幼稚園の費目に移行したことにより減額となっているもので配置人員は変わらない。

問 在宅障がい者の家族などが新型コロナウイルスの検査で陽性となり、本人の孤立を防ぐ必要等がある場合に障害者福祉施設などでの一時的な受け入れに要する経費として57万4000円を追加している点について、その詳細を伺いたい。

答 本事業は県事業であり、今回1名分を計上しているが、措置する期間は特に設定していない。

また、措置しなければならない事態が発生した場合には、まず市内の受け入れ先を検討し、それが不可能である場合にこの県事業を活用しようと考えており、対象が複数名となった場合には補正予算などにより対応する必要があると現時点では考えている。

問 受け入れ対象とする具体的な障がい者や受け入れ期間について伺いたい。

答 対象は原則として知的障がい者であり、障がい児や重症心身障がい者等は別途設けられている同種の制度を利用することとなる。受け入れ期間は、基本的に2週間であると県に確認している。

受け入れに際しては、障がい者個々の特性もあることから、適性に応じた福祉施設に入所できるよう、県と調整しながら支援していきたい。

第4款 衛生費

問 コロナ禍により、阪神北広域こども急病センターの上半期の受診者数が大幅減となったこと等に伴い、収支不足拡大分に対する本市の負担金として2141万3000円が計上されているが、共同で設置・運営する3市1町の負担金の総額及び各市町の按分方法について伺いたい。

答 今回、各市町が収支不足拡大分として負担する総額は1億円であり、各市町の負担額の算出については、人口割を1割・受診者割を9割として、3市1町で案分している。

第10款 教育費

問 川西養護学校におけるコロナ対策としての介護タクシー増便期間を延長する費用494万円を追加しようとしている点について、この算定根拠のほか、延長期間中において事業内容に変更があるのかどうか伺いたい。

<p>答 本補正では介護タクシー増便期間を1月から3月として、その運用に係る経費を増額補正しているところであり、実施内容は変更なくこれまでどおり実施したいと考えている。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

4．議案第70号 令和2年度川西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）

<p>議案の概要</p> <p>本年度中に入札及び契約を行う必要がある令和3年度の診療報酬明細書等点検業務をはじめ、帳票等作成処理業務や納税呼びかけセンター業務について、債務負担行為を設定しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 帳票等作成処理業務について、過去の同時期には債務負担行為が設定されていなかったことから、今回、設定しようとする理由を伺いたい。</p> <p>答 当該業務は今年度も実施しているが、当初予算で計上し、4月以降に契約して執行している。しかし、納品までの日数が短く事務が集中し、職員の負担が大きかったため、次年度分については新たに債務負担行為を設定しようとしているものである。</p> <p>問 本補正では、帳票等作成処理業務は単年度で、納税呼びかけセンター業務は複数年度で債務負担行為を設定しようとしているが、その理由について伺いたい。</p> <p>答 帳票等作成処理業務については、毎年見積もりを聴取することで経費を下げる工夫をしたいと考えているため単年度で設定している。一方、納税呼びかけセンター業務については、業務の性質上、長期間の契約により従事者の経験の蓄積やスキルアップが望めると判断し、複数年の設定をしようとするものである。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

5．議案第71号 令和2年度川西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>税制改正の対応に伴う後期高齢者医療システムの改修に要する費用を追加しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要 なし</p>
<p>特記事項 なし</p>

審査結果 原案可決（全員賛成）

6．議案第72号 令和2年度川西市介護保険事業特別会計補正予算（第5回）

議案の概要

新型コロナウイルス感染症対策として在宅高齢者の一時受入体制を整備するほか、令和3年度の介護報酬改定等に伴うシステム改修に要する費用とともに、人件費予算を補正しようとするもの。

質疑の概要

問 在宅高齢者の家族などが新型コロナウイルスの検査で陽性となり、本人の孤立を防ぐ必要等がある場合に、介護施設などで一時的な受け入れをするために要する経費として57万4000円が計上されているが、具体的にどのような高齢者が対象となるのか。

答 本補正では、24時間見守りが必要な認知症の高齢者を想定しており、1事例分を計上している。

特記事項 なし

審査結果 原案可決（全員賛成）

7．議案第76号 令和2年度川西市一般会計補正予算（第9回）

議案の概要

12月8日「国民の命とくらしを守る安心と希望のための総合経済対策」が閣議決定されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により生活実態が特に厳しい低所得のひとり親世帯に対して「ひとり親世帯臨時特別給付金」を再支給するため、歳入歳出予算にそれぞれ8116万8000円を追加し、予算額を757億5806万1000円にしようとするもの。

質疑の概要

問 今回の支給に係る対象世帯数をどのように見込んでいるのか伺いたい。

答 今回の補正予算では、第1子分1133世帯、第2子以降分763世帯として計上しているが、12月24日に支給を予定している対象世帯数は、第1子分では865世帯となる見込みである。

問 システム改修費として業務委託料100万円を追加しようとしている点について、前回と同じ世帯を対象とする業務であるにもかかわらず費用を計上していることから、補正額の算出根拠を伺いたい。

答 12月8日の閣議決定後、年末までの支給に向けて急遽補正予算を計上することとなったため、本補正については、前回基本給付の際に要した実績額により予算計上したものである。なお、今回の給付に向けて事前に業者と協議する中で、改修費用について確認したところ、本補正で計上している額よりも価格が抑えられる見通しである。

問 前回の支給時には、基本給付に加えて、コロナ禍により家計が急変した世帯などを対象に1世帯当たり5万円の追加給付があった。しかし、今回の給付事業では追加給付が見受けられないことから、追加給付の取り扱いについて伺いたい。

答 ひとり親世帯臨時特別給付金については、本年6月分の児童扶養手当が支給される方などに1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を基本給付として支給し、これに加え新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し収入が減少した世帯には、申請により1世帯5万円の追加給付を行っている。

今回、基本給付の再支給を実施するに際し、追加給付の申請期限が令和3年2月28日までとなっていることから、支給対象者あての文書に追加給付の申請漏れがないように改めて周知を図っていく考えである。

問 当該給付金制度のうち追加給付については、制度そのものが市民に浸透せず現在も未申請の世帯が多くあると認識しているが、追加給付の周知などに係る市の取り組みについて伺いたい。

答 追加給付については、積極的に制度を利用していただきたいと考えており、広報誌に給付制度について掲載するとともに、ホームページ、子育て支援アプリで情報発信していくほか、窓口での案内、公共施設等へのチラシ配置により周知を図っていく考えである。

特記事項 配付資料あり(低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金(基本給付の再支給)について(案))

審査結果 原案可決(全員賛成)